

令和3年長審第17号

裁 決

漁船AモーターボートB衝突事件

受 審 人 a

職 名 A船長

操縦免許 小型船舶操縦士

受 審 人 b

職 名 B船長

操縦免許 小型船舶操縦士

本件について、当海難審判所は、理事官神崎和徳出席のうえ審理し、次のとおり裁決する。

主 文

受審人 a の小型船舶操縦士の業務を1か月停止する。

受審人 b を戒告する。

理 由

(海難の事実)

1 事件発生の年月日時刻及び場所

令和3年4月8日11時59分

長崎県^{むかい}向島南方沖合

2 船舶の要目

船種 船名 漁船A

モーターボートB

総トン数	5.8トン	1.3トン
登録長	11.98メートル	7.76メートル
機関の種類	ディーゼル機関	ディーゼル機関
出力	355キロワット	22キロワット

3 事実の経過

Aは、平成2年12月に進水し、操舵室を船体中央やや後方に配置し、同室右舷に操縦席を設け、同席正面に機関監視盤を、正面やや左舷側に舵輪を、右舷側に機関操縦レバーをそれぞれ配し、また、操舵室前部窓下の棚に左舷から魚群探知機、GPSプロッター、自動操舵装置及びレーダーを並べて設置した一本釣り漁業に従事するFRP製漁船で、a受審人が1人で乗り組み、操業の目的で、船首0.3メートル船尾1.3メートルの喫水をもって、令和3年4月8日04時00分長崎県たちばな漁港網場地区を発し、同県小浜港西方沖合の漁場に向かった。

a受審人は、04時40分頃前示漁場に到着し、操業を行った後、漁具をおけに入れ、同おけを後部甲板に置き、11時00分頃同漁場を発進して帰途に就き、GPSプロッター及び2海里レンジのコースアップ表示としたレーダーをそれぞれ作動させ、橘湾を手動操舵により西行した。

a受審人は、前示おけが相対風を受けて激しく揺れていることに気付いて同おけを片付けることを思い立ち、前路を一見した後、11時56分半僅か過ぎ三味線島灯標から172度（真方位、以下同じ。）1.21海里の地点で、針路を263度に定め、13.0ノットの速力（対地速力、以下同じ。）とし、自動操舵に切り換えて進行した。

定針したとき、a受審人は、正船首960メートルのところに、Bを視認することができ、その後同船がほとんど移動しないことから漂

泊中であることが分かり、Bに向首して衝突のおそれがある態勢で接近する状況であったが、前路を一見して他船を見掛けなかったことから、航行に支障のある他船はいないものと思い、見張りを十分に行わなかったため、この状況に気付かなかった。

こうして、a受審人は、後部甲板に移動して船尾方を向いた姿勢でおけの片付けを始め、Bを避けることなく続航中、11時59分僅か前船首方から叫び声を聞いて船首方を振り返り、船首至近に同船を初めて視認したものの、どうすることもできず、11時59分三味線島灯標から195度1.31海里の地点において、Aは、原針路及び原速力のまま、その船首がBの右舷船首部に後方から52度の角度で衝突した。

当時、天候は晴れで風力2の南西風が吹き、潮候は下げ潮の末期に当たり、視界は良好であった。

また、Bは、昭和61年9月に進水し、操舵室を船体中央やや後方に配置し、同室右舷に操縦席を設け、同席正面に機関監視盤及び舵輪を、右舷前方に機関操縦レバーをそれぞれ配し、操舵室左舷前部窓下の棚にGPSプロッター及び魚群探知機両機能を有したGPSプロッター魚探と呼称される装置を設置し、有効な音響による信号を行うことができる手段として笛を備えたFRP製小型兼用船で、b受審人が1人で乗り組み、知人2人を乗せ、釣りの目的で、船首0.2メートル船尾0.9メートルの喫水をもって、同日08時00分頃長崎県有喜漁港^{うき}を発し、向島南方沖合の釣り場に向かった。

b受審人は、08時30分頃前示釣り場に到着して漂泊し、風潮流に圧流される状態を利用して釣りを始め、潮上りを数回繰り返した後、11時54分衝突地点付近で、船首を北西方に向け、機関を停止して漂泊を開始したものの、Bが圧流されなくなっていたので釣りを行わ

ず、操舵室の操縦席に腰を掛けた姿勢で、自船の前方及びGPSプロッター魚探の画面を見ながら昼食をとり始めた。

11時56分半僅か過ぎb受審人は、衝突地点で、船首が315度を向いていたとき、右舷船尾52度960メートルのところに、西行するAを視認することができ、その後同船が自船に向首したまま衝突のおそれがある態勢で接近する状況であったが、自船に接近する他船があっても、航行中の他船が漂流中の自船を避けてくれるものと思い、見張りを十分に行わなかったため、この状況に気付かなかった。

こうして、b受審人は、Aに対して避航を促す音響信号を行うことも、更に接近しても、衝突を避けるための措置をとることもなく漂流を続け、11時59分少し前接近するAの存在に気付いた同乗者に知らされて右舷方に視線を移し、右舷方至近にAを視認し、自船を避けようつもりで、後部甲板に出て手を振り呼び掛けたものの、Bは、船首が315度を向いたまま、前示のとおり衝突した。

衝突の結果、Aは、左舷船首部外板に修理を要さない擦過傷を生じ、Bは、船首部外板等に亀裂及び破損を生じ、のち修理され、b受審人が外傷性頸部腰部症候群等を、B同乗者1人が腰部捻挫をそれぞれ負った。

(航法の適用)

本件は、向島南方沖合において、航行中のAと漂流中のBとが衝突したもので、衝突地点付近の海域には特別法である港則法及び海上交通安全法の適用がないことから、一般法である海上衝突予防法が適用される。

海上衝突予防法には、航行中の船舶と漂流中の船舶との関係についての航法規定がないので、同法第38条及び第39条の船員の常務によって律するのが相当である。

(原因及び受審人の行為)

本件衝突は、向島南方沖合において、航行中のAが、見張り不十分で、前路で漂泊中のBを避けなかったことによって発生したが、漂泊中のBが、見張り不十分で、避航を促す音響信号を行わず、衝突を避けるための措置をとらなかったことも一因をなすものである。

a 受審人は、向島南方沖合において、たちばな漁港網場地区に向かって西行する場合、前路の他船を見落とすことのないよう、見張りを十分に行うべき注意義務があった。ところが、同人は、前路を一見して他船を見掛けなかったことから、航行に支障のある他船はいないものと思い、見張りを十分に行わなかった職務上の過失により、前路で漂泊中のBに気付かず、同船を避けずに進行して衝突を招き、B及びA両船それぞれに損傷を生じさせ、b受審人及びB同乗者1人を負傷させるに至った。

以上のa受審人の行為に対しては、海難審判法第3条の規定により、同法第4条第1項第2号を適用して同人の小型船舶操縦士の業務を1か月停止する。

b受審人は、向島南方沖合において、漂泊する場合、接近する他船を見落とすことがないよう、見張りを十分に行うべき注意義務があった。ところが、同人は、自船に接近する他船があっても、航行中の他船が漂泊中の自船を避けてくれるものと思い、見張りを十分に行わなかった職務上の過失により、衝突のおそれがある態勢で接近するAに気付かず、避航を促す音響信号を行わず、衝突を避けるための措置をとることなく漂泊を続けて衝突を招き、A及びB両船それぞれに損傷を生じさせ、B同乗者1人を負傷させ、また、自らも負傷するに至った。

以上のb受審人の行為に対しては、海難審判法第3条の規定により、同法第4条第1項第3号を適用して同人を戒告する。

よって主文のとおり裁決する。

令和5年3月23日

長崎地方海難審判所

審判官 八 田 一 郎